



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

事業再生のために個人が受けた債務免除益は非課税！！

～所得税基本通達36-17の解釈・納税者勝訴～

個人が法人から受けた債務免除益（経済的利益）は所得税の収入金額等に算入されますが、債務免除のうち、債務者が「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」に受けたものは収入金額等に算入されません（所法36、所基通36-17）。今回は、所基通36-17の適用の有無が争われた判決をご紹介します。（平成24年2月28日大阪地裁・全部取消し・確定・TAINSコード Z888-1636）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

病院事業を営む原告は、A機構企業再生スキームに準じたスキームに基づき、A機構等から総額24億1033万円余の債務免除を受けました。本件は、原告が、その債務免除益を事業所得の総収入金額に算入せずに平成17年分の所得税の確定申告をしたところ、処分行政庁からその一部である10億2116万円余を事業所得として総収入金額に加算する内容の更正処分等を受けたため、原告が、本件債務免除益には所基通36-17の適用があるから上記加算は許されないと主張し、更正処分等の取消しを求めた事案です。

<裁判所の判断>

裁判所では、次のとおり判断し、所基通36-17の債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難か否かの判断について、債務免除後の状況も考慮するべきであるとする被告の主張を斥け、所基通36-17の適用を認め、更正処分等を取り消しました。

- ① 所得税法、相続税法等の規定等の趣旨及び文言の解釈に加え、所基通36-17の文言からは、債務免除を受ける直前の状態において、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であることを要件としているのが自然であることに照らすと、所基通36-17は、債務免除を受ける直前において、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合には、その債務免除益を各種所得の金額の計算上収入金額又は総収入金額に算入しない旨を定めているものと解すべきである。
- ② 所基通36-17本文は、債務免除の額が債務者にとってもその債務を弁済することが著しく困難である部分の金額の範囲にとどまり、債務者が債務免除によって弁済が著しく困難な債務の弁済を免れたにすぎない場合は、担税力が増加するとはいえないことから、これを収入金額に算入しないことを定めたものと解するのが相当であり、このような解釈は、所得税法36条の趣旨に整合するものというべきである。
- ③ 所基通36-17にいう「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」とは、所得税法9条1項10号及び同法施行令26条同様、債務者の債務超過の状態が著しく、その者の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと認められる場合をいうと解するのが相当である。
- ④ 本件債務免除（平成17年8月9日）直前の時点において、原告がA機構等に対して負担していた債務の総額は29億1033万円余に上り、しかも、いずれの債務も期限の利益を喪失していたことに加え、原告は、本件債務免除後もなお債務超過の状態であったことを併せ考慮すると、原告の債務超過の状態は著しく、原告の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと優に認められるものであって、原告は本件債務免除を受ける直前において資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であり、かつ、本件債務免除の額が原告にとってその債務を弁済することが著しく困難である部分にとどまるものと認められるから、本件債務免除益については所基通36-17が適用され、各種所得の計算上収入金額又は総収入金額に算入されないものと解するのが相当である。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判25頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記までご一報ください。